

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分事項の一部改正について

1. 結論

執行部の提案を受け、目的の価額が60万円以下の場合において、「訴えの提起」に加え、「和解」及び「調停」に関することをも委任専決の範囲に加えることとする。

2. 必要性

- (1) 現在、委任専決により提起した少額訴訟において、和解に応じることには疑義が残る規定となっている〔訴えの提起のみの専決であり、和解が含まれない〕。
- (2) 少額訴訟においても和解で決着できる場合があり、手続上の問題で和解できないことは、市及び相手方の両方にとって利益とならない可能性がある。
- (3) 「和解」及び「調停」についても、「訴えの提起」同様に民事紛争解決の手段であり、「訴えの提起」と同様に取り扱う必要がある。

3. これまでの経緯

- (1) 平成21年12月議会で債権管理条例が制定され、平成22年4月から施行されたことを受けて、
- (2) 平成22年3月議会において、委任専決の範囲が拡大されたところ。

【追加された事項】

- ア 1件20万円未満の債権の放棄に関すること（同じ種目又は目的に係る権利の放棄において、その各件の総和が60万円を超えるときを除く。）。
 - イ 訴訟物の価格が、60万円以下の訴えの提起に関すること（次号に定めるものを除く。）。
 - ウ 市営住宅の家賃、使用料等の支払又は市営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
 - エ 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額を変更すること（変更後の契約金額と議決を経た契約金額との差額が、当該議決を経た契約金額の100分の5又は1,000万円を超える場合を除く。）。
- (3) この際、市営住宅については具体的に訴訟等が想定できること、事案の内容が限定できることから、金額の制限は設けないこととした。
 - (4) 一方、その他の事案については、少額訴訟を参考に60万円を上限とした。「訴えの提起」に限定した理由については、訴訟の経験が少なく具体的な支障が想定できなかったもの。

—以上—